

「樹木を害する害虫への散布用殺虫剤の使用は慎重に！」
～身近な環境における殺虫剤の影響を減らすために～

毛虫等の害虫が発生する時期になりました。家庭園芸で害虫等を駆除する際は、状況を十分観察し、できるだけ殺虫剤を使用しない方法を検討しましょう。

【殺虫剤を使わない害虫防除方法】
○害虫が発生する時期に樹木をよく観察して、早期発見に努めれば、殺虫剤を使用しなくても害虫を防除（捕殺）することができます。

※捕殺…高枝切りばさみ、せん定ばさみ等を利用し、害虫がついた葉、枝をせん定し、切断した枝葉はビニール袋等に収集します。害虫の種類によって毒毛針が飛散することがありますので、十分注意しましょう。

【殺虫剤を使用するときの注意】
○殺虫剤の効果等、取扱説明書やラベルの注意書きをよく読んでから使しましょう。
○散布をする場合は、殺虫剤が飛散しないよう、無風または風が弱いときに

行い、天候や時間帯を選ぶ等、ほかの住民や子ども等に健康被害が生じないように配慮しましょう。

○家庭園芸などで農薬を使用する際は
細心の注意をお願いします。

近隣に農家がある場合は、農薬がかからないように細心の注意をはってください。農産物が流通する際に、農薬が残留していると出荷できなくなってしまうことがありますので、次の点に注意してください。

○農薬のラベルを確認して、農薬使用

基準を守ってください。

○野菜や果物等に農薬が飛散しないように無風または風の弱いときに行いましょう。

また農薬の規制基準については、厚生労働省のHPの食品関係のページに掲載しておりますのでご覧ください。

厚生労働省

HP <http://www.mhlw.go.jp/index.html>
(☎464-1311)

◆環境保全課 保 (管内線2212)

「自転車は自転車駐車場に！」



自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に自転車・バイクを置いていませんか。

邪魔にならないように置いたつもりでも、歩行者や車の通行の妨げや、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

自転車・バイクを利用する際は、1人ひとりが責任をもって放置しないよう心がけましょう。

また、市では「西東京市自転車等の
放置防止に関する条例」により、市内
の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』

に指定しています。

駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し保管所に移送します。

撤去した自転車等を返還する際、撤去保管料として自転車は2,000円、原付バイクは3,000円を徴収します。有料自転車駐車場は、自転車・原付バイクの場合、100円～200円で一時利用できます。周囲への迷惑や負担する額からも、通勤・通学・買い物・旅行等で長時間自転車等を駐車する際は、自転車駐車場を利用してください。

◆交通計画課 保 (区内線2473)

「光化学スモッグに注意しましょう！」



陽射しが強くて、気温も高く風の弱い日は、光化学スモッグが発生しやすくなります。

オキシダント濃度が基準(012ppm)を超えると注意報などが発令されます。その時は次の点に注意しましょう。
◎外にはなるべく出ないようにし、屋外での運動やプールでの水泳は避けましょう。

◎外にいて、目がチカチカしたり喉が痛くなった時は、洗顔やうがいをして屋内で安静にしましょう。

◎被害を受けた時は保健所（☎042－450－3111）に連絡し相談しましょう。
光化学スモッグ注意報および警報が

発令されますと、防災行政無線とFM西東京(84.2MHz)でお知らせしています。公共施設には、看板を掲示して注意を促しています。

光化学スモッグに関する詳しい情報は、東京都大気汚染テレホンサービス（☎03-5320-7800）やインターネットでも提供しています。

©HP <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/ox/bunpu/smog.htm>

◎携帯電話サイト <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/cgi-bin/tokyokh/kinkyu/ox.cgi>

市のHPからもアクセスできます。

◆環境保全課 保 (管内線2213)

❖ 障害者の方への主な福祉施策 ❖

市で行っている障害者の方等への主な助成制度やサービスについて、ご案内します。なお、介護保険と重複する場合は介護保険が優先される場合がありますので、詳細はお問い合わせください。◆障害福祉課 保（管内線2341～2348）

	事業	内容等
助成	自動車燃料費の助成	在宅の心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成 ○自ら運転：身体障害者手帳４級以上 ○同居家族が運転：身体障害者手帳３級以上・愛の手帳３度以上・脳性まひ者・進行性筋萎縮症者 【助成額】月額３,０００円（二輪車１,５００円） ○所得超過者・施設入所者等は非該当 ○タクシー料金助成との重複不可
	タクシー料金の助成	在宅の身体障害者手帳３級以上・愛の手帳３度以上の方がタクシーを利用するときの料金の一部を助成 【助成額】月額３,０００円 ○所得超過者・施設入所者等は非該当 ○自動車燃料費助成との重複不可
	自動車運転教習費の助成	身体障害者手帳３級以上・愛の手帳３度以上の方（内部障害者については４級以上、下肢または体幹に係る障害については５級以上で歩行困難な方）で、適正試験に合格した方が運転免許を取得するときの費用の一部を助成 ○所得制限あり
	自動車改造費の補助	身体障害者手帳１・２級の四肢、下肢又は体幹機能障害者で、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を補助 ○所得制限あり
手当	心身障害者福祉手当	身体障害者手帳４級以上・愛の手帳４度以上の方、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ○所得超過者・施設入所者・新規申請時６５歳以上の方等は非該当
	特別障害者手当	２０歳以上で身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１・２度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 ○所得超過者、施設入所の方等は非該当
	障害児福祉手当	２０歳未満で身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１・２度程度またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 ○所得超過者・施設入所者の方等は非該当
	難病者福祉手当	治療が困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で東京都難病医療費助成制度による都医療券を所持している方および店頭てんかんの方
	重度心身障害者手当	重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害の重複のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 ○所得超過者・施設入所者の方等は非該当
相談	障害者就労援助事業	障害者就労支援センターで、コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供
医療	心身障害者医療費の助成	心身障害者に対し医療費の一部を助成 ○身体障害者手帳１・２級（内部障害は３級を含む）または愛の手帳１・２度 ○所得制限あり ○新規申請時６５歳以上の方は対象外
	自立支援医療費（更生医療）支給	身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費を負担 ○所得に応じて自己負担あり ○１８歳以上の身体障害者手帳の所持者
	自立支援医療費（精神通院）支給	精神疾患により、医療機関に通院する際にかかる費用の自己負担分を公費で負担 ○所得に応じて自己負担あり
	難病医療費等の助成	東京都が定める難病等に該当し、認定基準を満たす方にに対し、医療費の一部を助成 ○所得に応じて自己負担あり
	原子爆弾被爆者援護	居住者変更届等の受理

	事業	内容等
補装具・日常生活用具等	補装具の支給・修理	身体障害者（児）の職業その他日常生活を容易にするため、補装具を支給・修理 ○身体障害者手帳所持者 ○支給要件あり ○自己負担あり
	日常生活用具の給付	在宅の重度の心身障害者（児）に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付 ○身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度の障害者 ○支給要件あり ○自己負担あり
	住宅設備改善費の給付	在宅の重度障害者（児）で肢体に係る障害がある方（下肢または体幹に係る障害の程度が２級以上）および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者に対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費を一定限度額内で補助（65歳未満一部除外）○自己負担あり
障害福祉サービス	介護給付費・訓練等給付費の支給	居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童デイサービス、グループホーム・ケアホームの利用、自立訓練、就労支援等に係る費用の一部を支給 ○支給要件あり ○自己負担あり
	移動支援利用助成	外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成 ○支給要件あり ○自己負担あり
	生活サポート利用助成	日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用の一部を助成 ○支給要件あり ○自己負担あり
	日中一時支援利用助成	日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を確保するための費用の一部を助成 ○支給要件あり ○自己負担あり
	地域活動支援センター利用助成	地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成 ○支給要件あり ○自己負担あり
介護・日常生活の援助	手話通訳者派遣	聴覚および言語障害者に対し、健聴者との意志の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣
	要約筆記者派遣	聴覚障害者に対し、健聴者との意思の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣
	重度脳性麻痺者介護	重度脳性麻痺者に対し、生活圏の拡大のために介護券を交付（家族介護） ○重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳１級を有する20歳以上の方（利用回数月12回まで）
	心身障害者（児）施設緊急一時保護	障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養等により介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護（宿泊）○自己負担あり
	巡回入浴サービス	入浴することが困難な住宅の重度心身障害者に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行う。 ○身体障害者手帳２級以上・愛の手帳２度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方（月４回） ○介護保険対象者を除く。
	重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らし等の重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置 ○18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者
	移送サービス	身体に障害を持つため外出が困難な車いす利用者等に車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う。 ○車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 ○利用条件、運行範囲あり